

「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事録

1 日 時 平成26年9月26日（金）午後2時30分から午後4時30分まで

2 場 所 長野地方裁判所大会議室（本館5階）

3 参加者等

司会者 伊 東 顕（長野地方裁判所刑事部部総括判事）

検察官 原 田 尚 之（長野地方検察庁検事）

弁護士 山 崎 勝 巳（長野県弁護士会所属）

1 番（裁判員経験者） 60代・女性

2 番（裁判員経験者） 30代・女性

3 番（裁判員経験者） 40代・女性・会社員

4 番（裁判員経験者） 20代・女性

5 番（裁判員経験者） 40代・男性・会社員

長野司法記者クラブ記者 3人

4 議事録

司会者

司会を務めます長野地裁の伊東でございます。1番、2番の方は、私の前任、あるいは前々任の裁判長が御一緒し、3番、4番、5番の方は、私が御一緒した方です。今日は裁判員経験者の皆さんと意見交換を行う会になりますのでどうぞよろしく申し上げます。

この意見交換会は、今後、裁判員となられる国民の方で、不安に思われている方のために、裁判員になられた方の意見、感想をお話しいただいて、できるだけ不安を解消していく目的がひとつであり、それから、始まって5年になる裁判員裁判の運用を改善していくために裁判所、検察庁、弁護士に対して貴重な意見をいただき、今後役に立たいという趣旨でもあります。い

ずれにしても率直な意見をいただきたいと思います。

では、裁判員になった意見，感想からお聞きします。1番の方は強盗致傷，窃盗の事件で裁判員になっていただきました。この事件では，被告人は財布を盗んでいないという主張をして事実関係自体に争いがあったのですが，担当されての感想や，審理の改善点についてお聞かせください。

1 番

貴重な経験をさせていただいてよかったですと思います。この事件に関しては，確かな物的証拠がなく，事実関係が争われた事案だったので，どのように認定するか最後まで不安でした。被告人は控訴したようですが，その後，どのような結論になったかは知らないので心配です。

司会者

有罪判決でしたが，審理の経過についてお聞きします。

1 番

最初の冒頭陳述を聞いて，どのように話が進むかは分かりました。証拠調べ手続では，書面の朗読を聞いても，素人なので，アウトラインしかとらえられなかった感じでしたが，そのときは一言一句真剣に聞きました。ただ，素人なので果たしてどうだろうという思いはありました。調書を読むのと話を聞くのとでは，同じくらいの分かりやすさでした。調書には，話がまとめられていて1回読んでアウトラインは取れますが，具体的にはなかなか分からなかったです。論告弁論も頭に入りました。評議の中で，他の人がリードしてくれて，有罪，無罪の結論が出たような感じでした。見せてもらったいくつかの事例を参考にみんなで判断しました。

司会者

話し合いについていかれましたか。

1 番

素人でも一生懸命考えて，臨みました。これから裁判員になる方に対しては，

このような機会はないので、是非、経験したらいいと思います。貴重な経験ができたことに感謝しています。この裁判以降は、今までは別世界だった新聞、テレビで報道されることが身近に感じるようになりました。

司会者

2番の方には、現住建造物等放火の事件を担当いただきました。この事件は、事実関係には争いはなく、量刑が問題になった事案です。担当されてどのような御感想ですか。

2 番

最初は被告人が悪いという目で意識的に見ていましたが、実際には、小さい頃の親子関係が悪くて、審理を聞く途中からは被告人に同情する気持ちも出て、なんだか変だなと思い始めました。本当に、いい経験させていただいたと思いますが、刑罰が重大でなかったので言える感想であって、これが死刑の事案だったら分かりません。それに、1週間の期間だったから受けられましたが、長期間だと、子どもを託児所に預けられるか分からないので、参加できるか分かりません。

司会者

審理の内容は分かりましたか。

2 番

冒頭陳述は、スライドや手元の資料を見ながら聞いたので分かりやすかったし、審理で何を見ればいいのかも分かりました。その後の証拠調べも全体の流れは自然でした。尋問の時に、証人が、検察官の質問に対して、分からない、覚えていないと答えていましたが、本当に分からないのか否かは私たちには分からないと思いました。弁護人の質問にはきちんと答えて、検察官の質問には分かりません、覚えていませんという感じだったので、弁護人と打ち合わせしているのかなという印象でした。論告弁論の内容はよく分かりました。裁判官から、その都度説明をしていただいたので審理は全体としてよく分かりました。

司会者

お子さんがいらっしゃるようですが、1か月間の審理期間だったらどうされますか。

2 番

子どもを預けられなかったらどうしたらいいか分からないし、仕事を抜けると結局は仕事が溜まってしまうので、1か月間は参加できないと思います。

司会者

3番、4番の方が担当された事件は、合計12件のうち、11件が強制わいせつ致傷等の性的犯罪、1件が占有離脱物横領でした。この件では、強制わいせつ致傷罪に関してけがをさせる前から下着を盗る意思があったか否かが争点になり、結局、検察官の主張が排斥されました。裁判員になってどういう感想を持たれましたか。

3 番

最初は裁判員になるのはいやだと思いました。事件の内容も楽しい話ではないし、近所で起こった事件なので、関わるのがいやだと思いました。裁判所では、被告人やその家族が、私のことを知っているのではないかと思って、めがねをかけて変装しました。裁判所の中で顔が分かってしまうのはいやだと思いましたが、実際には、外に出てしまえば、私のことなんか気付かないだろうという気持ちになったので、最後にはそれほどは心配しませんでした。私も、事件がそれほど重くなかったので言えるのかもしれませんが、裁判員は、なかなかできないことで、すごくいい経験になりました。

4 番

この事件を見た時には、どうかと思いましたが、裁判で有罪無罪を問うだけではなく、事実の有無を見るのもあったので、いい経験になったと思います。3番さんほど普段の生活場所から近くないですが、裁判が終わった後に事件の場所がニュースなどに出ると意識することはありました。裁判員裁判を経験し

たのはよかったと思います。裁判に興味があり、裁判員裁判を取り上げたドラマを見たことがあって、どのようなことをやるかは分かっていましたが、ドラマとの違いは重大事件でなかったのと被害者が法廷にいなかったことでした。

司会者

審理の流れや双方がどのような主張をしたいかは分かりましたか。

3 番

初日の冒頭陳述で、ポイントは、盗る意思の有無であるということはよく分かりました。その後の流れでいろいろな話が出てきたので、焦点が分からなくなっていました。

4 番

事件が多かったので、メモと冒頭陳述で頭に入れようとしたのですが、なかなか入ってこないということがありました。書かれていることを読まれて、ただ聞いているだけではだめだなと思いました。被害者が何年生まれかという事実も分かった上で話を進めないといけないということも分かりました。

司会者

最後の論告弁論で話がまとまった感じですか。

3 番

最後になったら分かりました。

4 番

そうですね。途中の流れで分かりづらかった場面もありました。例えば、最後の事件では、どういう場所だったか説明するのに見取図を出してもらったのですが、なぜそこで見取図を出さなければならないのかは冒頭陳述を聞いただけでは分からなかったです。ある程度事件が詳細になった時に、どの時点で理解しておく必要があるのかということが分かりやすければよかったと思います。つまり、なぜ詳しくやるのかが後から分かったのがよくないということです。詳しくやるのはいいのですが、詳しくする理由が後で分かるのでせっかくの説

明がもったいないと思いました。

司会者

5番の方は殺人未遂の事件でした。量刑が争われた事案でしたが、どのような感想をお持ちになりましたか。

5 番

裁判員に選ばれたことに抵抗がなかったという嘘になります。当時、仕事が忙しいピークだったので、朝早く出社して仕事した後に裁判所に来て、裁判が終わってからも夜遅くまで仕事をしたり、休憩中にも電話したりしたので大変でした。裁判員の責任を果たさなければならないのに裁判中も仕事の連絡をしていたので、こんなことでいいのかという気持ちでした。なんとか1週間で終わってよかったと思いますが、限られた時間の中で事務的に人を裁いていいのかという思いもありました。時間をかければいい訳ではありませんが、仕事との兼ね合いの中でそう思いました。

司会者

審理の具体的内容は分かりやすかったですか。

5 番

冒頭陳述は分かりやすかったです。この事件の争点は、経営者からどのくらい理不尽な扱いをされたかということでしたが、この点で双方の主張が違ふことは分かりました。証拠調べの中で、犯行現場や被害者の顔の写真がショックでした。終わった後にしょっちゅう思い出して困ることはありませんでしたが、見た当日や翌日は寝る前に思い出しました。映像で被害者の現在の状況を見たのは良かったです。書証の朗読と人証とで分かりやすさはあまりありません。論告弁論の意見は双方ともよく分かりました。

司会者

審理はそれなりによく分かっていただいたと思います。次に評議についてお聞きします。1番の方は、被告人は否定していたのにやったと認定しています

が、裁判所からは、どのくらいの証拠があったらやったと認めていいという点について、納得のいく説明はありましたか。

1 番

証拠がないので難しかったです。指紋も足跡もないのですが、お財布はなくなっていて。普通何もなければ格闘しませんから、買い物から帰ってきた息子さんと格闘したということが一番の証拠になるかなという感じでした。夜、どのくらいの明るさなのかをその時間帯に家族と現場を見に行ったという裁判員もいらっしゃいました。最終的には有罪で間違いないという結論になりました。物的証拠がなかったので本当に難しい事件でしたが、盗みに入った人でないと格闘はしないだろうということと、盗みができる時間は30分程度しかなかったので、他の人は盗めないということも決め手になりました。物的証拠がないと決めつけられないし、納得するのに時間が掛かりました。

司会者

そのような不安な気持ちが判決までに解消されたということでしょうか。

1 番

はい。でも、思い出すと不安になります。

司会者

2番の方は、評議の中では、被告人への同情の気持ちがどのように揺れ動いたのでしょうか。

2 番

この事件は、刑を何年にするかを中心に評議しました。まず、執行猶予をつけたらいいかが分からなかったなので、裁判官に聞いて、前例の表を出してもらって参考にしました。

司会者

前例の表は早く見たいか、それともどうしても気持ちが固まらなかったら見たいかという見るタイミングはどうでしょうか。

2 番

何年にするかの話が進む中で、過去の例はどのようなだろうという話になって、お願いして見せてもらいました。その時期に見たのは、みんなが疑問に思っていたことだったのでちょうどよかったです。

司会者

評議では意見を言いやすかったですか。

2 番

言いやすかったです。

司会者

最初から最後まで気持ちが変わりませんでしたか。

2 番

私は途中で、ちょっと被告人に同情する場面もありました。被告人に重い刑を科さない方が楽という気持ちはありませんでしたが、被告人にとっては、半年、1年はだいぶ変わるので、その辺も考えて決めました。

司会者

3番、4番の方は、評議の進め方についてはどうですか。

3 番

分からないことは質問できましたし、意見も言いやすかったです。私は、この罪に対して懲役何年にするかが全く分からなかったのも、いいタイミングで表を見せていただいたと思います。裁判官の方3人が何年と言われるので、そのくらいなのかなと思いました。

4 番

評議で意見は言いやすかったです。被告人にしか分からない本人が思っていることを事実としてどのように認めるかということだと思いますが、疑わしきは被告人の利益にという考え方をしていると、意見を言えなくなってしまって、やっていない方向でしか意見を言えなくなるのではないかと、なんかちょっと違

うのではないかと感じていました。この事件が終わった後で、裁判官が誘導してはいけないということを知りました。

司会者

裁判員裁判が始まった時は、誘導しないように裁判官も気を遣っていたのですが、このごろは、裁判員も裁判官ももっと意見を言わないといけないのではないかとということで、裁判官も意見を言うようにしてきているのです。裁判官の意見に誘導されそうでしたか。

4 番

何について話したらいいかわからない時にはヒントになっていいと思いました。今回は、これだけの事件数があったので、ヒントがあった方がよかったと思います。

司会者

5 番の方は評議にどんな感想を持っておられますか。

5 番

私が担当した事件は被告人が罪を認めていて証拠もあった中で、量刑を評議しました。20代から60代のそれぞれ違うタイプの人が集まっていて話がまとまらないかと思いましたが、裁判長の評議の進め方は分かりやすく、堅苦しすぎないようにしてくれたので、意見を言いやすくいろいろな意見が出たと思います。当然、揺れ動いたりしましたが、最後は納得したと思います。

司会者

この事件では、過去の例をどのように扱うかという話を何度もしましたし、刑の傾向のグラフも見てもらいましたが、これらを見ることで意見が変わりましたか。

5 番

事件はどれ一つ同じものがないし、被告人、被害者が置かれた立場も違うので、参考にしましたが、それによって大きく変わるまではなかったです。

司会者

裁判員になる方へのアドバイスをお聞かせください。

5 番

裁判員になった時は忙しい時期だったので、この時期に勘弁してくれというのが正直な気持ちでした。最初は様子が分からなくて不安な思いもありましたが、終わってみればなかなかできない経験だったと思います。でも、もう一回やれと言われたら、進んでもう一回やろうとは思いません。貴重な経験なのでもしも選ばれたらやったらいいと思います。

4 番

自分は裁判員をやりたいかったです。これから経験される方には、事件も被告人もいろいろなのでどのような状況に置かれるかは分かりませんが、経験をして損はないと思います。できたら、また参加したいと思います。このようなことをやったのはいい経験になりました。裁判員裁判の判決後に、他の裁判を傍聴しました。裁判員裁判と普通の裁判は違うこと、検察官も弁護人もきちんと資料を作って審理に臨んでいることがわかったので、経験するのはいいことだと思いました。

3 番

私も全く知識のないままで参加しましたが、流れや話はよく分かりましたし、このような世界があることが分かったので、よかったと思います。私もまた選ばれたらやりたいと思います。

2 番

裁判員裁判が始まって5年たってもあまり浸透してない気がします。もし、決まったら一度は経験してみたらいいと思います。でも、重大な事件ではなかったので言えることかもしれませんし、ニュースを見て極悪事件は死刑だと思っても、いざ自分が出せるかという戸惑うし、一生引きずるかもしれないと思います。裁判員を経験してから裁判のことを考えることが多くなりました。

1 番

私が経験した時は、実母の介護をしながら通いました。裁判所に遠い人や高齢の人が裁判所に来るのは大変だと思いました。皆さんそれぞれの事情の中で参加しているので、それぞれ無理をして出てきているのは分かりました。

原田検察官

3番、4番さんが途中からいろんな話がでてきて焦点が分からなくなってしまったというのは、証拠の取り調べの量が多すぎたり時間がかかりすぎたので分からなくなったのか、他の原因があったのかということをお聞きします。

3 番

最初の時に、下着を盗る意思があったかどうかポイントだということがすごくよく分かったのですが、2、3日目に出てきた話が、そこにどのように結びつくのかが理解しにくかったです。どうしてこの話をするのかがもうちょっと見えたらよかったです。

原田検察官

現場の状況を詳しく説明したのが後でどう生きるのか見えなかったので分かりにくかったということですか。

4 番

そうですね。事件がたくさんあって、メモをとらなくてもいいくらいの資料をもらいましたが、一番分からなかったのが、最後の事件で、見取図を出してもらった時に、なぜ庭側のところが出てきたのかが分からなかったのです。でも、審理が進んで、被告人がそちら側に逃げたということが分かった時に、見せてもらった理由が分かりました。事件数も多かったなので、一つ一つ事実があったことを確認していく時に、少し混乱したということもあると思います。

原田検察官

工夫すべき余地があることが分かりました。それから、4番の方にお聞きしますが、裁判員裁判に関するドラマを見たということでしたが、ドラマと比べ

ての感想を教えてください。

4 番

ドラマに比べてどうかという見方はないです。最初から自分の考え方を固定しないようにして来ました。ドラマはドラマの一部として見ているので、だからこうしてほしいというのはないです。実際の裁判員裁判はやってみると違います。ドラマで評議が盛り上がっているのはいろんな意見が出ているからなので、実際も評議を上手く進められたらいいのではないかと思います。進めやすい資料を作るということはあると思います。

原田検察官

冒頭陳述，論告のメモは，評議の場面で，参照してよく使っていただきましたか。

4 番

メモから議論が始まったという感じです。あってよかったと思います。書いてある意見に突っ込みもありました。

司会者

評議の進め方は，検察官の論告と弁護人の弁論を並べて，それぞれどのような意見になっているか，どう思うか，それが刑にどう影響するかということをお話しています。

原田検察官

使うに際してこの記載ぶりはおかしいとか，情報量が多すぎるということはありませんでしたか。

4 番

そのようなことはなかったです。

原田検察官

検察官は，証人尋問でコンセプトを持って尋問していますが，聞いていて，無駄な部分がある，わかりにくいということで改善の余地はありますか。

1 番

被告人の家族が法廷に来て、盗っていないと証言していましたが、何人も出る必要がないとか、何のために質問しているか分からないというようなことはありませんでした。出てきてもらってよかったと思います。

原田検察官

5 番の方の事件で、ショッキングな写真としては、現場の天井に血が飛び散っているものと被害者の治療後の写真がありましたが、思い出したのはどちらですか。

5 番

両方です。もともと、あまり得意でないので。事件を担当していれば当然のことだと思います。

山崎弁護士

評議の中で過去の資料を見たということでしたが、評議をしているうちに自分の中で刑が変わったかどうか、変わったとしたら何が影響しましたか。

1 番

被告人の生き立ちに同情したり、生活状態もありますが、やってはいけないことをやっているの、この部分は許せるけど、この部分は許せないということで厳しくなったり弱くなったりしました。とにかく初めての経験でまるきり分からないので、いろいろな過去の例や量刑表を見せてもらって決めました。

2 番

被告人がやったことは許せないのですが、生き立ちや環境を考えると、少しは同情しました。弁護人の意見を参考にするよりは、みんなで話し合う中で生き立ちのことが出てきて、その比重が大きくなって、刑について考えが変わりました。

3 番

評議をやっていく中で量刑の重さは変わりました。過去の事例の表を見せて

もらって、同じような罪を犯した人にどのような刑が科せられているのかということと、極端に重くても軽くてもいけないということを聞いて変わりました。

4 番

量刑を決める時まで何も考えていませんでした。最初からこのくらいの刑と思っていたのではなくて、実際に盗ろうと思ったのはいつかというのを決める時に、検察官の求刑や、過去の事例や、今回の事件数を見たり、皆さんの話を聞いていく中で固まっていったという感じです。変化があったというよりは、今までなかったものに情報を足していったという感じです。

5 番

評議の中で変化はありました。最初は強盗だろうと思ったのですが、いろいろと事実関係を聞いたり、被告人が真摯に反省しているように見えたことを考慮しました。判決は懲役5年になりました。被告人に同情するところは多々ありましたが、罪は罪、被害は被害ということで納得しました。

山崎弁護士

審理の中で、最初は悪いと思っていた被告人にも同情できる部分が出てきたという話をしている方もいましたが、3番、4番さんは一番最初の被告人に対する印象が、審理の中で変わることはありましたか。

3 番

被告人が反省してうつむいていたので、最初から重い罪は与えたくなかったです。それが審理が進むうちにやっぱり重い方がいいとなりました。

4 番

やってしまったことに対しては悪い印象しかないのは確かです。事実に対してどういう刑を科すか考える時には、被告人の生い立ちについての情報も影響するので必要だったと思います。でも、それによって大きく左右されてはいけなとも思いました。

司会者

報道機関の方から質問はありますか。

記者（長野日報）

裁判員の経験後に、精神的なバランスが崩れて日常生活に支障を来すことはありましたか。

1 番

なかったです。

2 番

特になかったですが、たまに裁判をやっている時の夢を見ます。

3 番

支障を来したことはありません。

4 番

特になかったです。ニュースで事件が起こった場所の地名を見ると引っかかることはありますが、それ以外はありません。

5 番

支障は全くありません。ニュースで見る他の事件も身近に感じるようになりましたし、法廷の映像を見て自分もここにいたんだと思ったりしています。

司会者

これで終わります。本日はありがとうございました。